

高齢者が認知症などで判断能力が低下する前にあらかじめ信頼する人と契約して財産管理などを任せる「任意後見制度」が注目を集めている。医療や介護、施設入所などの面で自分の希望をかなえやすい仕組みだからだ。ただ、契約の相手方である任意後見人を誰にするか、人選は容易ではない。後見人に財産を流用されてしまうケースもある。賢い利用法を探る。

「任意後見制度があったおかげで、いざというときの心配をしないで暮らしている」。東京湾を一望できる高齢者向けマンションに住む佐々木紀子さん(86)は話す。夫に先立たれ、子どもに世話をかけたことなく2008年、介護・医療サービス付きのマンションに移り住んだ。

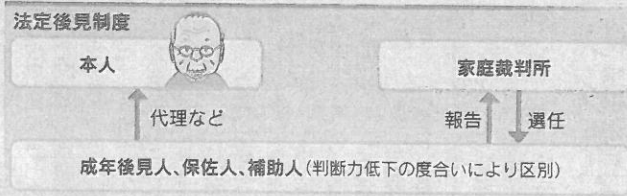
ただ気がかりだったのが自分が認知症や重病になること。「もしも判断力を失ったとしても、自分らしい生活をしたい」。そう考えた末に知ったのが、任意後見制度だ。知り合いの司法書士と相談して、財産の使い方や施設入所の方法などを決めて10年に契約をした。「重い介護が必要になったときは、静かで清潔な施設に移る契約にしている」と佐々木さんはいう。

認知症などで判断能力が低下した人のために、代わりの人が財産を管理したり、施設入所の手続きをしたりするための仕組みを成年後見制度という。形態により2つに分かれる。

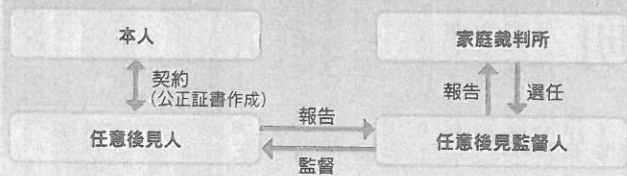
すでに本人の判断力が衰えている場合、家族らが家庭裁判所に申請するのが「法定後見」制度。もうひとつが「元気がうちに契約によって希望を反映できる「任意後見」だ。両者の違

老後の安心へ任意後見人

A 財産管理を委ねる制度は主に2つ

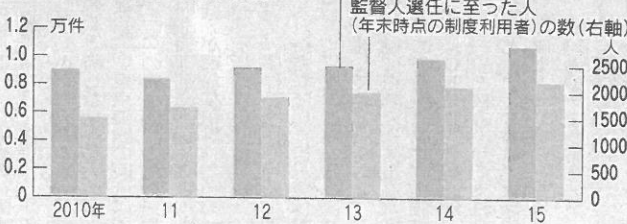


任意後見制度



(注)成年後見人、保佐人、補助人にはそれぞれ監督人がつく場合がある。任意後見人は、契約実行前は任意後見受任者と呼ぶ

B 任意後見制度の利用状況



C 任意後見人に任せられる仕事は？

- 土地や建物など財産の管理・保存・売却
- 預金など金融機関との取引や、保険の契約や保険金の受け取り
- 年金や障害給付など定期収入と公共料金など定期支出の管理
- 生活必需品の購入や生活費の送金
- 遺産分割や相続の承認、放棄、贈与
- 登記簿権利証や実印、銀行印、預金通帳などの保管・使用
- 税金の申告・納付その他行政機関への申請
- 介護保険の申請、介護や福祉サービスの利用契約
- 医療機関への入院や介護施設への入所の契約
- 自宅の購入・売却・増改築・修繕

財産管理・施設入所託す

「任意後見制度では、後見人を選ぶのは家族で、本人や家族が望む範囲とは限らない。判断能力がほぼない」と、後見人が介護施設への入所、財産の使い方等を自らの権限で決めることがあり、本人や家族の希望が通るとは限らない。

一方、任意後見制度では原則、自分が希望する人を選びたいと思う人が増えている。月5万円が目安

この任意後見への関心は高齢者の間で着実に高まっている。契約の締結数は、成年後見制度ができた00年には約800だったが、15年には1万件を突破した(図B)。自分が元気がうちにいく末の心配を減らし

ていた。任意後見制度では、図Cに示した範囲の中から、後見人の仕事を決めて契約する。財産や身上に関わる重要な仕事なので、「本人を保護するための仕組みが厳しく決められている」と成年後見制度に詳しい北野後光弁護士は指摘する。

契約する際は、公正役場に行き、公正証書の形にしなければならぬ。契約書に公的な信用力、強制力を持たせるためだ。後見人が契約通りきちんと仕事しているかを監視する仕組みもある。後見人は

本人の判断能力が衰えてきたと判断した場合、本人の同意を得て家族に「任意後見監督人」の選任を申し立てる。監督人が選ばれて初めて契約が発効する。公正証書は作成料や印紙代などで費用が約2万円かかる。任意後見人は契約により、任意後見監督人は家族の決定により、本人の財産から報酬をもらう。財産額によるが、合計で月5万円程度が目安とされる。任意後見の契約を結ぶだけでは不十分なこともある。例えば本人と後見人との連絡が途絶えがちになる

後見人を選ぶ。さらに、どのように介護や医療を受けたか、どんな施設に入りたいか、財産をどのように使ってほしいか、といった内容を細かく契約に盛り込むことも可能だ。

任意後見制度では、図Cに示した範囲の中から、後見人の仕事を決めて契約する。財産や身上に関わる重要な仕事なので、「本人を保護するための仕組みが厳しく決められている」と成年後見制度に詳しい北野後光弁護士は指摘する。

公正証書は作成料や印紙代などで費用が約2万円かかる。任意後見人は契約により、任意後見監督人は家族の決定により、本人の財産から報酬をもらう。財産額によるが、合計で月5万円程度が目安とされる。任意後見の契約を結ぶだけでは不十分なこともある。例えば本人と後見人との連絡が途絶えがちになる

と、いざ本人の判断能力に異変があっても後見人が気付かない恐れがある。そうならないよう、後見人が本人を定期的に訪問・連絡する「見守り契約」を別途、結ぶことが有効になる。

「任意後見人が本人の財産を不正に流用する可能性もある」と司法書士の齋木賢二氏は注意を促す。本人の判断能力が低下しているのに後見人が家族に監督人の選任を申し立てず、「本人が元気がうちに結んだ任意代理契約を悪用して本人の財産を使い込むケースがある」と(関係者)という。

度か話し合いをしてから契約する必要がある。(司法書士の船橋幹男氏)。

財産流用の懸念

「任意後見人が本人の財産を不正に流用する可能性もある」と司法書士の齋木賢二氏は注意を促す。本人の判断能力が低下しているのに後見人が家族に監督人の選任を申し立てず、「本人が元気がうちに結んだ任意代理契約を悪用して本人の財産を使い込むケースがある」と(関係者)という。

契約が発効後の不正は監督人が摘発できるが、「元気がうちに本人も後見人の行動は時々注意することが必要だ」(船橋氏)。